

宿泊約款

第1条【本約款の適用範囲】

1. 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約および、これに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとします。
2. 当宿が法令および慣習に反しない範囲で、特約に応じたときは前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条【氏名等の明告】

当宿は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込み者に対して、次の事項の明告を求めます。

1. 宿泊者の住所、氏名、性別、生年月日、宿泊人数
2. その他、当宿が必要と認めた事項

第3条【宿泊契約の成立等】

1. 宿泊契約は、当宿が宿泊予約の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊予約が成立したときは、宿泊料金を当宿が指定する日までにお支払いいただきます。また、10泊以上の長期宿泊については当宿が指定する日までに申込金として宿泊料金の30%を銀行振り込みにてお支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当宿が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金及び申込金の支払い期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条【宿泊契約締結の拒否】

当宿は、次の場合は宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により、当宿の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、従業員や周囲に恫喝または著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔者で他のお客様に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき、宿泊者が他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊に関し、暴力的要求行為や恫喝が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条【宿泊客の契約解除権】

1. 宿泊客は、当宿に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合はウェブサイトのキャンセルポリシーにより、キャンセル料を申し受けます。
3. 当宿は、宿泊客が連絡をせずに宿泊当日の午後 17:00 になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたとみなし処理することがあります。

第6条【当宿の契約解除権】

1. 当宿は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の A から J に該当すると認められるとき。
 - A. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - B. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - C. 宿泊客が危険物・禁制品・その他お客様のご迷惑になる物の持ち込み、または持ち込みをしようとするとき。
 - D. 宿泊客が著しく不潔な身体または服装をしているため、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - E. 宿泊客に支払能力がないと明らかに認められるとき。
 - F. 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常である等により、他のお客様の迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - G. 宿泊客が従業員や周囲に恫喝または著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - H. 宿泊に関し、暴力的要求行為や恫喝が行われ、または合意的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - I. 一棟内での喫煙（電子タバコ含む）や、消防用設備等に対する悪戯、その他当宿が定める利用規約に従わないとき。
 - J. 前各項の他、宿泊客がこの約款の定めに従わないとき。
 - (3) 当宿は、第6条1項の事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、ウェブサイトのキャンセルポリシーによりキャンセル料を申し受けます。

第7条【宿泊の登録】

1. 宿泊客は、宿泊当日に受付において次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊予約者の氏名・住所・連絡先・年齢
 - (2) 同伴者全員の氏名・年齢
 - (3) その他、当宿が必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 必要に応じて、免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートのいずれかを提示いただき、コピー等をさせていただきます。

第8条【貸宿の使用時間】

1. 宿泊客が当宿を使用できる時間は、午後 15 時から翌日午前 10 時 50 分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては出発日を除き、終日使用することができます。

第9条【利用規約の遵守】

1. 宿泊客は当宿内においては、当宿が定めた利用規約に従っていただきます。

第10条【料金の支払い】

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、ウェブサイトの料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、予約時または当日現地にてクレジット決済、または現金決済いただきます。ただし10泊以上の長期利用については、当宿が指定した日までに申込金として宿泊料金の30%を銀行振り込みにてお支払いいただきます。
3. 当宿が宿泊客に貸宿を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条【当宿の責任】

1. 当宿は宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第12条【宿泊客の手荷物または携帯品の保管】

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき、当宿はその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管しその後処分致します。また飲食物や衛生上保管が困難な物、使い捨ての道具、当宿が保管することが適当でない判断したものにつきましては、当日処分致します。
2. 第12条の1項で所有者が判明し、指示を受けた場合は着払いにて保管物を発送致します。発送に関し、発生する費用はお客様のご負担とさせていただきます。また、直接保管物を受け取りに来られる場合でも、申し出があった日より1ヶ月以内に受け取りに来られなかった場合は処分致します。

第13条【駐車場の責任】

1. 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、当宿は場所をお貸しするものであって車両を保管・管理するものではありません。当駐車場内における車両もしくは積載物の盗難・紛失また毀損について一切の責任を負いません。

第14条【宿泊客の責任】

1. 宿泊客の故意または、過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償して頂きます。

第15条【紛争解決のための記録採取】

1. 契約および滞在中に紛争が発生した場合、解決のため録音もしくは録画をさせていただきます。記録されたデータは必要に応じ、警察に提供致します。